

# アメリカの対日占領政策の一側面

——財閥商号・商標の使用禁止をめぐって——

細 谷 正 宏

- I はじめに
- II 財閥商号・商標使用禁止
- III ハッチンソンと総司令部
- IV おわりに

## I はじめに

終戦の詔勅が出された1945年8月15日から対日講和条約が発効した1952年4月28日までの約6年8ヶ月間、日本は連合国に占領下にあった。この間連合国は、日本が再び「米国の脅威となり又は世界の平和及安全の脅威」<sup>1</sup>とならぬようにするため、「非軍事化」と「民主化」の諸政策を実施した。

「非軍事化」政策が日本軍組織の壊滅など戦争遂行能力の破壊を目指したのに対し、「民主化」政策は政治・経済・社会全般にわたる、きわめて大胆な改革によって、日本社会を根本的に改造しようとしたものであった。そのため、日本を「侵略戦争」に驅り立てた明治憲法を廃棄し、それにかわって新憲法を制定、さらに教育改革、労働改革、農地改革、財閥解体、公職追放などによって、日本を軍国主義体制から「平和愛好国」へ変革させようと目指した。

ところで、本論でとりあげる財閥商号・商標の使用禁止問題は、「財閥解体」を含めた経済

「民主化」を行うための一つの改革であることはいうまでもない。「財閥解体」政策については、すでにビッソン (Thomas A. Bisson) やハドレー (Eleanor M. Hadley) などの占領関係者、ヤマムラ (Kozo Yamamura) や三和良一等による著作<sup>2</sup>があるが、財閥商号・商標の使用禁止問題についてはあまり詳しく触れられていないので、以下にやや詳細に述べてみたい。

今日、「逆コース」の有無など、「占領」の功罪をめぐって論議が盛んであるが、議論を開く前に、まず利用可能な基本資料に基づいて、それぞの占領政策の推移をひとつひとつ丁寧に追跡する必要があると思われる。小論も、このような意図のもとに書かれたものである。占領後期の総司令部 (GHQ)<sup>3</sup> 内部において、政策の作成・実施等が決して「一枚岩」ではなく、また日本の財閥関係者がいかに抵抗を試みたか、そして日本政府がどう対応したか、等に光をあててみたい。

2. Thomas A. Bisson, *Zaibatsu Dissolution in Japan* (Berkeley: University of California Press, 1954); Eleanor M. Hadley, *Antitrust in Japan* (Princeton: Princeton University Press, 1970); Kozo Yamamura, *Economic Policy in Postwar Japan* (Berkeley: University of California Press, 1967) および大蔵省財政史室編（三和良一執筆）『昭和財政史 終戦から講和まで 2 独占禁止』(東洋経済新報社, 1982)。

3. 総司令部の正式名は連合国最高司令官総司令部 (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers) であるが、便宜上 GHQ と略す。なお、GHQ がアメリカ太平洋（のち極東）陸軍司令官総司令部の呼称にもなりうる、いわゆる GHQ の「二重構造」については、竹前栄治『GHQ』(岩波書店, 1983), 88-90ページ参照。本稿では前者の意味で GHQ を使用している。

\* 小論は Yale 大学に提出した博士論文 “Selected Aspects of the Zaibatsu Dissolution in Occupied Japan, 1945-1952 : The Thought and Behavior of Zaibatsu Leaders, Japanese Governmental Officials and SCAP Officials” (1982) の一部を修正加筆、邦訳したものである。

1. 「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」1945年9月6日付、同年9月22日公表。邦訳は外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』(大蔵省印刷局, 1981) 卷末付録所収 (212-215ページ) による。以下『日本外交史辞典』と略す。

財閥商号・商標問題に入る前に、それ以前の財閥解体政策を概観しておこう。まず、財閥解体の基礎となったのは、1945年9月22日アメリカ政府が発表した「降伏後に於ける米国の初期の対日方針 (United States Initial Post-Surrender Policy for Japan)」であるが、その中に「日本国の大半の商工業を支配し來りたる産業上及金融上の大コンビネーションの解体計画を支持」<sup>4</sup> すべきことが明記されている。この原則は、民主主義勢力の助長という、より広い観点から社会全体の民主化と関連づけられていた。

当初占領軍当局は専門スタッフも欠如し、機構的にも不備で、まだ占領体制は整っておらず、さらに日本側の時代錯誤的な対応もあって、財閥解体もなかなか進捗しなかった。しかし11月4日によく日本政府がいわゆる「安田プラン」に沿った案を提出し、GHQはそれをさらに補足してともかくもスタートした。<sup>5</sup> 1946年1-3月のコーワイン・エドワーズ (Corwin D. Edwards) 日本財閥調査団を経て、持株会社整理委員会令 (1946年4月)に基づき持株会社整理委員会が設置され (1946年8月)，同委員会は1946年9月から翌年9月までの間に83の持株会社を指定した。1947年4月には独占禁止法が制定され、公正取引委員会によって財閥の復活に対する永続的な措置がとられた。同年7月には三井物産と三菱商事の2大商社が解散させられ、またいわゆる「経済ページ」と財閥家族支配力排除法 (1948年1月)，さらに最も論議の多かった過度経済力集中排除法 (1947年12月) 等によって財閥は解体されつつあった。もっとも過度経済力集中排除法 (集排法) はその施行過程で大幅に緩和されていったが、小論でとりあげる財閥商号・商標の使用禁止問題は、

4. 『日本外交史辞典』巻末付録、214ページ。

5. SCAPIN-244 「持株会社の解散」(1945年11月6日) 参照。なお、SCAPIN は SCAP instruction の略で、GHQ が日本政府に発した指令であり、directive とも称された。SCAPIN は No. 1 (1945年9月2日) から No. 2204 (1952年4月26日) まである。

この集排法の実施期の1948年7月から始まった。そしてこの時期は、アメリカの対日占領政策の転換期と重なっているので、上記のような背景をふまえておく必要がある。

## II 財閥商号・商標使用禁止措置

### エドワード・C・ウェルシュ

GHQ 経済科学局 (Economic and Scientific Section : ESS) 反トラスト・カルテル課長ウェルシュ (Edward C. Welsh) は、1947年4月来日し、1951年6月に帰国するまで、いわゆる「ニュー・ディーラー (New Dealer)」として経済民主化の先頭に立ち、財閥解体政策に対して辣腕を振った。たとえば、着任後まもない1947年7月に、日本の2大商社 (三井物産、三菱商事) の解体を断行し、また同年12月に制定された過度経済力集中排除法についても強力にその法制化を推し進めた。しかし1948年5月の集中排除審査委員会 (五人委員会) の来日は、ウェルシュの権力の衰退と GHQ の財閥解体改革の終焉を象徴していた。<sup>6</sup>

それでもかかわらず、ウェルシュは財閥解体政策の最後の仕上げとして、財閥の商号・商標の使用を禁止すべきだと考えた。それは彼にとって、日本経済の封建的残滓を一掃する意味においても必要と思われたからである。これまで同じ財閥に属する企業は、たとえば三井鉱山、三井銀行というように、共通の商号や商標を使用して、ある企業グループ傘下の一員であることを示していた。しかし、GHQ の一連の財閥解体政策の実施によって、いわゆる財閥家族は持株会社を含め、傘下企業に対する支配力を失う一方、持株会社そのものも解体された。したがって、昔の財閥名を示す商号や商標を使用する理由が稀薄になったと考えられた。そして、経済民主化の原則に基づき、公平かつ自由な競争を推進すべき「新生」日本において、引き続

6. 集排法の制定過程と五人委員会の活動については、拙稿 “Economic Democratization and the ‘Reverse Course’ during the Allied Occupation of Japan, 1945-1952,” 『国際学論集』第11号(1983年7月), pp. 59-104参照。

き財閥の商号・商標の使用を認めることは、旧財閥系の企業に有利な便宜をはかるものと考えられたのである。<sup>7</sup>

### SCAPIN-1923

1948年7月29日、GHQはSCAPIN-1923を発令して、財閥商号・商標の使用を禁止するた  
の第一歩を踏み出した。もっとも、商号や商標  
の使用についてGHQが指令を出したのは今回  
が初めてではなく、以前にもSCAPIN-1688  
(1947年5月20日)やSCAPIN-1726(同年6月  
10日)などの指令が出されたが、これらはいづ  
れも米国人および連合国人の商号や商標、著作  
権、特許などの保護を目的としたものであり、日  
本の経済民主化を達成する目的で、財閥の商号  
や商標の使用を禁じようとするものではなかっ  
た。

SCAPIN-1923は、10大財閥——三井、三菱  
(岩崎)、住友、安田、野村、大倉、浅野、日産  
(鮎川)、中島および古川——の商号・商標の使  
用を禁止し、それらを企業名に付することを禁  
止すべく、日本政府に必要な措置をとるよう命  
じたものである。しかしそれを法制化するため  
には、商標法、商法や民法その他の改正が必要  
とされ、その実施が大幅におくれることが懸念  
されたので、ひとまず中間措置として、政令を  
「10日以内」に出すようGHQは指令した。<sup>8</sup>

### ワシントンの指令

ところで、GHQがこの指令を出した直後の  
8月3日、ワシントンの国務・陸海空軍四省調  
整委員会(State-Army-Navy-Air Force Coor  
dinating Committee: SANACC)は、商号・  
商標問題の処理に関するガイドラインをGHQ  
に伝達した。<sup>9</sup> それは集排法等によって2つ以

7. 持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』第1巻(原書房、1973; 1951年の復刻版)464-465ページ。以下『日本財閥』と略す。
8. SCAPIN-1923「持株会社及び集中排除法指定会  
社と同一資本関係にある諸会社が共通して使用す  
る商標、商号、社名、標章」(1948年7月29日)参  
照。なお、この指令は大蔵省財政史室編『昭和財  
政史2 独占禁止』(東洋経済新報社、1982),  
635-636ページに邦訳で転載されている。
9. Roderick M. Gillies, ESS/FTP (Fair Trade

上の独立した企業に再編成されつつある会社の  
商号・商標の処理に関するものであったが、過度  
経済集中として指定されていた持株会社の子会  
社や傘下各社については触れていなかったので、  
GHQの指示(SCAPIN-1923)とSANACCの指  
令との間に食い違いが生じることになった。

### 政令第240号

この矛盾は日本側には知られず、日本政府  
は予定の「10日以内」からさらに10日おくれた  
8月19日、政令第240号を発令した。この政令  
は、1946年11月25日発令の勅令第567号「会社  
証券保有制限令」第14条を改正して、持株会社  
整理委員会(Holding Company Liquidation  
Commission)が持株会社やその子会社等および  
集排法で指定された各社の商号・商標の使用を  
禁止することができるようとしたものである。  
この政令は、SANACCのガイドラインにある  
集排法の指定企業のみならず、それに含まれて  
いない持株会社とその子会社等にも適用される  
ことになった。ワシントンからの指令よりも  
包括的な政令を日本政府が発したという「矛  
盾」に直面して、ESS局長のマーカット少将  
(Major General William F. Marquat)は8月  
28日、この政令の実施中止を命じたのである。<sup>10</sup>

Practices Division), "Statement of Chronology and Background of GHQ Policy on Combine Trade Marks and Trade Names," February 23, 1951, Record Group 331, Records of Allied Operational and Occupation Headquarters, World War II, Box 5983, Washington National Records Center, Suitland, Maryland. (以下SCAP Documents. とくにことわりがない場合, Box 5983をさす)

10. SCAP, *History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951*, Monograph No. 24, "Elimination of Zaibatsu Control" (Tokyo, SCAP, 1952), p. 181. (以下SCAP Monographと略す); Roderick M. Gillies, ESS/FTP (Fair Trade Practices Division), "Statement of Chronology and Background of GHQ Policy on Combine Trade Marks and Trade Names," February 23, 1951, SCAP Documents. (以下"Statement of Chronology")なお、反トラスト・カルテル課は1949年8月に公正取引慣行課(Fair Trade Practices Division)になり、その2年後消滅した。

## 指令の矛盾

9月29日、GHQは合衆国陸軍省に対して SANACC 指令と政令第240号との間の矛盾に注意を喚起した。<sup>11</sup> すなわち、SANACC 指令は集排法指定企業の商号・商標について触れているだけで、持株会社が子会社等と共に使用している商号・商標については全く言及していないので、当該政令の基礎をなす SCAPIN-1923 を参照して、さらに詳細な指令を早急に送られたと打電した。<sup>12</sup> しかし、GHQがこれについて指示を受けたのは半年以上も経過した1948年4月のことであったが、この指令はおよそ次のような内容を含むものであった。

日本の会社あるいは相互に関連した企業グループ（共通の持株会社を通じて関連している会社を含むが、これに限定されることはない）の商号と商標の取り扱いについては——

- A. 再編成によって生ずる企業の1つ以上による同記のような商号・商標の使用は許可されるべきではない。
- B. A項の規定によって商標・商号の使用を禁じられた会社といえども、一定期間、古い商標から明確に区別できる新しい商標を、古い商標と併用してもよい。
- C. 本項に規定する商号・商標の喪失によって当該企業の競争力が著しく損なわれる場合は、関係当局が必要と認めれば、再編成計画の中で、当該企業に対する補償措置を規定するものとする。<sup>13</sup>

この指令は SCAPIN-1923 に示されたGHQの立場を明確にするどころか、かえって複雑なものにする結果となった。つまり、商標・商号禁止の適用範囲が半年前の指令より拡大されて、持株会社系列の企業をも含めている点では、

11. Radio, C 64144, SCAP to the Department of the Army (DA), September 29, 1948, as quoted in Roderick M. Gillies, ESS/FTP, "Statement of Chronology," SCAP Documents.

12. *Ibid.*

13. Radio, W 86923, CSAD EUR to SCAP, April 9, 1949, SCAP Documents.

SCAPIN-1923との食い違いはなくなった。しかし、商号・商標の使用を1社に限って認めていること、商号・商標の喪失に対する補償措置を設けていること、の2点については、全面使用禁止・補償措置の欠如を規定している SCAPIN-1923 と明らかに矛盾していたのである。すでに発令した SCAPIN-1923 とワシントンのこの指令との間の相違は重大であり、そのためマーカット ESS局長、同次長ヴェリティ (Calvin Verity) をも巻き込んで、調整のための活発な議論が展開されることになった。<sup>14</sup>

GHQは、1社に限って商号等の使用を認めるというアメリカ政府の指示(1949年4月9日)を1949年8月23日に日本側に伝えていたが、9月15日になって1社に限っての使用許可を撤回し全面禁止を指示した。<sup>15</sup> そして3日後の9月18日には、GHQは改めて三井、三菱、住友の3大財閥に、その商号・商標の使用の禁止を通告したのである。<sup>16</sup>

この指示に基づいて、持株会社整理委員会は9月21日、上記の3大財閥に、1951年7月以降の7年間、その商号・商標の使用禁止を命じた。<sup>17</sup> その結果、三井系346社、三菱系205社、住友系160社の合計711社が、その商標等の使用を禁じられることになったのである。<sup>18</sup>

これより前、GHQは、すでに「企業再建整備法」(1946年法律第40号)、「金融機関再建整備法」(1946年法律第39号)の適用過程で財閥系商標等の放棄を指導していたし、また企業側の自発的な名称の変更も進行していた。たとえば、住友鉱業が「井華鉱業」、三菱銀行が「千代田銀行」、三菱重工業が3分割されて、それぞれ「東日本」、「中日本」、「西日本」重工業と会

14. Roderick M. Gillies, ESS/FTP, "Statement of Chronology," SCAP Documents.

15. SCAP Monograph No. 24, "Elimination of Zaibatsu Control," pp. 184-185.

16. 『日本財閥』第2巻, 531ページ。

17. 「商指示第1号」(1949年9月21日)が三菱に発令され、同様に「第2号」「第3号」が三井と住友にそれぞれ発令された。(『日本財閥』第1巻, 467ページ。)

18. 『日本財閥』第1巻, 465ページ。

社名を変更していた。したがって、1950年1月現在、持株会社整理委員会の指示した711社のうち、三井、三菱、住友の名称を変更していない企業は、三井8社、三菱8社、住友3社、計19社にすぎなかったのである。<sup>19</sup>

### 政令第7、8号

1950年1月21日、日本政府は「財閥商号の使用の禁止等に関する政令」(1950年政令7号)と「財閥商標の使用禁止等に関する政令」(1950年政令8号)を公布した。これによってGHQの指令(SCAPIN-1923)が具体的に実施されることになったが、重要な点は、適用範囲が3大財閥に限定されず、持株会社整理委員会が他の7大財閥も指定すれば、それらの商標等の使用も禁止される運命にあったことである。

これら2つの政令の公布は10大財閥、とくに3大財閥の首脳陣に大きなショックを与えた。三菱電機社長の高杉晋一はこの措置を「最後のとどめ」<sup>20</sup>をさすものとみなしたし、大阪住友海上火災保険の専務、花崎利義は「財閥に対する憎しみの情を露呈するもの」<sup>21</sup>と受けとめた。花崎によれば、財閥本社と商事会社の解体、財閥家族および役員の追放、集排法の制定等の一連の財閥解体政策によって、「日本経済の弱体化を最終目的とする米国の意図は概ね達成」<sup>22</sup>されたのであり、今回の商号等の使用禁止措置は瀕死の重病人に止めを刺すようなもの、と受けとめられた。また花崎は、3大財閥の商号等は「暖簾」を意味し、国際的な「信用」の象徴であるところから、これら商号等の剝奪は財閥に対する死刑宣告に等しい、と考えたのである。<sup>23</sup>

19. 江戸英雄「財閥商号商標禁止問題懇談会記録について」、三井不動産株式会社広報室編『財閥商号商標護持に関する懇談会記録』(同広報室発行、1980)、9ページ。(以下『懇談会記録』)

20. 高杉晋一「終戦後三菱電機が直面した内憂外患」、『懇談会記録』、109ページ;『私の履歴書』第23巻 高杉晋一他(日本経済新聞社、1965)、247ページ。

21. 花崎利義「財閥の商号・商標使用禁止の問題とこれに対する抗争」、『懇談会記録』、125ページ。

22. 同上、125ページ。

23. 同上、126ページ。

### 財閥の反撃

この2つの政令の公布は財閥の首脳陣を苦悩させたが、彼らは唯々諾々としてこれらの政令に従うことを拒否して、反撃に転じた。より具体的には、一方では(1)GHQ、他方では(2)吉田茂首相に働きかける国内対策と、アメリカ人弁護士を通じてアメリカ政府に直接働きかける両様の反撃戦略が考案されたのである。

3大財閥が依頼することになるアメリカ人弁護士とは、1949年8月にその任務を終了した集中排除審査委員会の反トラスト委員のハッチンソン(Walter R. Hutchinson)のことである。ハッチンソンは一時合衆国司法省で反トラスト関係の業務に携わったことがあり、五人委員会の委員に加えられたのも、彼の反トラストの専門的知識を評価されたためであった。彼は五人委員会の解散後いったん帰国したが、まもなくタイドウォーター・アソシエイテッド石油会社(Tidewater Associated Oil Company)とその子会社の三菱石油の代理人として来日した。<sup>24</sup> 彼は三井化学の技術導入にも関係していたところから、財閥商標等の使用禁止問題を聞き及び、断固反対すべきであると考え、そのため「4000万円」の報酬で請負うことを財閥側に申し出たのである。<sup>25</sup> しかし、三井鉱山社長の山川良一は他のルートがあるといって、とかくのうわさがあるハッチンソンの起用に反対していたが、上記の2政令の公布によって彼独自の工作が失敗したことが明らかになった。したがって山川も不本意ながら、ハッチンソンの起用に同意せざるを得なくなってしまったのである。

三井側では、ハッチンソンの要求する「4000万円」の「弁護料」が龐大なものであり、また彼の起用によって商標等の使用禁止が中止になれば、三井のみならず三菱や住友も同様に恩恵をこうむることになるから、費用分担という形で共同戦線を組むよう、三菱と住友に協力を呼びかけた。<sup>26</sup> 三菱では、ハッチンソンが人物と

24. 総司令部の入国許可は1949年11月28日付。

25. 『懇談会記録』、34-35ページ。

26. 同上、19-20ページ。

して信頼できること、費用が膨大すぎること、を理由に反対していたが、憲法学者の高柳賢三（元東京帝国大学法学部教授）を顧問としてすることにして、この計画に協力することにした。

### 三菱の工作

当時、三菱電機はウェスティングハウス（Westinghouse）社と技術提携について交渉を重ねていた。戦前にも、ウェスティングハウスが三菱電機の株式の5%を保有することと引きかえに、ウェスティングハウスの特許の使用協定を結んでいた。<sup>27</sup> その関係もあって、1950年2月ウェスティングハウスは副社長のベーカー（Ivan F. Baker）を日本に派遣して、三菱電機を側面から援護しようとした。しかし、ベーカーはESS局長マーカットに会って説得を試みたものの、望ましい結果をもたらすことはできなかった。<sup>28</sup>

また、1950年3月31日、三菱電機社長の高杉晋一は、持株会社整理委員会に2つの政令の例外措置として、三菱電機の商標等の使用の継続を願い出た。この要請は最終的にウェルシュ反トラスト課長に伝達されたが、ウェルシュは4月6日、三菱電機の要請をあっさり却下し、早急に使用禁止を行なったほうが「新しい商号と商標の確立によって貴社はヨリ大きな便宜をヨリ早く受けることになろう」と、皮肉たっぷりに三菱電機にあてて書き送ったのである。<sup>29</sup>

こうして、三菱独自の工作も思ったような成果をあげていなかったため、ハッチンソンの起用にもある程度の望みをかけざるをえなかった事情があったものと見られる。

### 住友の対策

一方、住友側では1950年1月現在、「住友」の名称を変更していない企業はわずか3社（住

27. 『日本財閥』第1巻、283ページ。ウェスティングハウス社との交渉の経過や内容については、三菱電機株式会社社史編集室編『建業回顧』（同社刊、1951）、64-67ページ参照。以下『建業回顧』と略す。

28. 『建業回顧』、123ページ。

29. 引用部分は、英文のまま下記に引用されている。『懇談会記録』、33ページ。

友電気工業、住友倉庫、大阪住友海上火災保険）にすぎなかつたが、大阪住友海上火災保険専務の花崎利義は住友の商号等を守るために、政令の実施中止を断固阻止しようと決意していた。<sup>30</sup> また、住友電工常務の平野禎男は、三井不動産の江戸英雄に、財閥商号・商標の維持のための協力を申し出していた。<sup>31</sup> 住友では、細野軍治（コロンビア大学で政治学の博士号を取得後、国際労働機関の日本代表を務めた）を相談役にたのみ、彼の忠告に従って、「やり手」のハッチンソンの起用に同意した。こうして、3大財閥は前代未聞の“共闘体制”を組むことになったのである。

### 日本産業協議会の動き

一方、日本産業協議会（日産協）会長の石川一郎は1950年3月15日、日産協総会決議（1950年3月10日）に基づき、GHQに「財閥商号並びに商標に関する要望」を提出した。<sup>32</sup> これは、財閥の商号等の使用禁止が他の7大財閥にも適用されるという「うわさ」に対処しようとしたものである。彼は、その要望書の中で、主要財閥の持株会社はすでに除去され、企業の再編も完了しつつある現状で、3大財閥以外の財閥の商号等の使用禁止は、いたずらに巨額の経費をもたらすだけであると説き、三井・三菱・住友財閥以外には適用しないように要請した。<sup>33</sup> 2週間後の3月29日、石川と堀越禎三日産協事務局長は、反トラスト課の後継である公正取引慣

30. 花崎利義「財閥の商号・商標使用禁止の問題とこれに対する抗争」、同上、128ページ。花崎は1949年8月12日付の彼自身の日記を引用して、「住友」の商号を守ろうとする決意のほどを紹介している。

31. 『懇談会記録』、20ページ。

32. Japan Federation of Industries, "Opinion Concerning Zaibatsu Trade Name and Mark," March 15, 1950, SCAP Documents. これは1950年3月10日、日産協第7回総会採択の決議「財閥商号並びに標章に関する要望」の英語版である。この「要望」に、会社名、商標変更に要する費用概算を付して、日産協は日本政府や関係者に配布した。経済団体連合会編『経済団体連合会十年史』第1巻（同会、1962）、630ページおよび付録II、167ページ。（以下『経団連十年史』）

33. 同上。

行課 (Fair Trade Practices Division : FTP) のウェルシュ、アレン (E. C. Allen)、ランド (Joseph Rand) らと会って、商号等の使用禁止の適用拡大を取りやめるよう重ねて要請した。しかしウェルシュは、たとえ適用が拡大されたとしても、それほど多数の企業にかかわりがあるとは思われないこと、そしてより重要なことは、すでに変更済みの企業に対して公平を期すためには、適用範囲をどうしても拡大する必要があることを強調した。<sup>34</sup> そして彼は、石川らが主張するように、商号等の変更に要する「莫大な費用」の実態を検討するために、その見積りを提出するよう求めたのである。<sup>35</sup>

石川は15の企業<sup>36</sup> の商号等変更にともなう費用を算定して提出した後、4月19日に再びウェルシュと会談した。ウェルシュは、経費の数字がいずれも「きわめて誇張」されているため、これら企業が「総司令部を欺く魂胆か、あるいは実用的手手続き（たとえば、ゴム印による変更）の利用可能性を理解していないかのいずれかである」<sup>37</sup> と断言し、すでに変更した企業に対して公平さを維持する必要を改めて強調した。そして、財閥の「紋章はとくに輸出において、資産というよりむしろ負債」<sup>38</sup> であると忠告したのである。

### 3 財閥のロビー活動

ところで、三井、三菱、住友の3財閥の代表は、前述の通り、ハッチンソン弁護士の起用とその経費分担を決め、主にアメリカ側からの働きかけに期待した。その一方、国内においても、GHQ、日本政府を通じて、商号等の使用禁止

の撤廃を求めて、積極的な運動を展開していった。上記の2つの政令は公布日（1950年1月21日）の14日後には施行され、6月30日までに商標等を変更するよう規定していたので、3財閥は早急に対策を練らねばならなかった。勿論、彼らの最終的な目標は、これら2政令とその基礎をなす SCAPIN-1923を無効にすることであったが、さしあたり政令の施行延期をはかり、最終目標の達成はそれからということになった。そこで、政令の施行を延期するため、3財閥の代表たちは元外務次官で衆議院外務委員長の岡崎勝男<sup>39</sup> に面会した。しかし岡崎は、GHQの命令で発布された政令を変更することは到底できるものではなく、ましてやその撤回など不可能だとして一蹴したのである。<sup>40</sup>

3財閥は GHQ にも直接働きかけたが、商号問題を担当していたウェルシュは、3財閥の度重なる申し出をすべて拒否し、彼の上司に伝えることはなかった。<sup>41</sup> そこで1950年3月18日、3財閥は「財閥商号及び標章等の使用禁止に対する陳情書」をマッカーサー (Douglas MacArthur) 元帥宛に提出した。<sup>42</sup> この陳情書は次の4点を強調していた。すなわち、(1)三井・岩崎(三菱)・住友三家は、財産税その他の一連の財閥解体政策によってすでに無力となり、組織・資本・人事面において財閥は今や全く存在しないこと。(2)財閥三家に対する様々な禁止事項に加えて、独占禁止法による企業連合・私的独占等が禁じられている以上、財閥の商号・商標の継続使用は、企業結合の温存または復活の基礎となると考えるのは杞憂に過ぎないこと。(3)商号・商標の禁止・変更による損害は莫大で、対外貿易上にも著しく障害があり、影響を受ける6社のみについて調べても、直接的損害が約15億円、間接的損害が100億円以上にも上るこ

34. Memorandum (ウェルシュの手書き), "Conference," March 29, 1950, SCAP Documents.

35. Ibid.

36. この15の企業とは古河鉱業、古河電工、日産火災海上保険、日本セメント、日本水産、日産自動車、日本鉱業、日産化学、日産汽船、関東電化、浅野物産、日産農林、日産油脂、安田火災海上保険、野村証券である。“Table Showing the Estimated Loss of the Following 15 Companies,” SCAP Documents.

37. Memorandum, Welsh to Ishikawa, April 20, 1950, SCAP Documents.

38. Ibid.

39. 岡崎は1950年5月6日、吉田内閣（第3次）の官房長官に就任後、52年10月30日から54年12月10日まで吉田内閣（第4次、第5次）の外務大臣を務めた。

40. 『懇談会記録』, 112ページ。

41. 同上, 134ページ。

42. 「財閥商号及び標章等の使用禁止に対する陳情書」, 『懇談会記録』, 90-94ページ。(以下「陳情書」)

と。(4)商号等の禁止・変更にともなう費用は、株の公開によって株主となった一般民衆の負担となること。——これらの諸点を挙げて、陳情書は政令の施行が国民経済上、重大な影響を及ぼすので、実施の中止、あるいは再検討のための実施の延期、または除外例の設置、を願い出たのである。そして、この陳情書には「詳細理由書」が添付され、さらに詳しく陳情の理由を述べている。<sup>43</sup> この陳情書がどのように処理されたかは明らかでないが、しばらく放置されていたものと推察される。

### 吉田首相への直訴

以上のように、GHQへの期待（ウェルシュとマッカーサーへの陳情書提出）と岡崎勝男を通じてのルートにも、目的達成の望みが薄いと判断されたので、3財閥は吉田首相（兼外相）に接近し、吉田を通じてマッカーサー元帥に働きかけようとした。<sup>44</sup>

1950年4月頃、山川良一（三井）、高杉晋一（三菱）、花崎利義（住友）の3財閥代表は説明役の江戸英雄（三井）とともに、吉田首相に面会した。これら財閥代表は、それぞれGHQの一連の「解体」政策により、財閥が戦前もっていたような支配力をすでにぎ取られ、その復活はもはやありえないと力説した。さらに、商標等の使用禁止と変更は、莫大な経費を必要とし、日本経済にとって不可欠の貿易に、大きな障害となることを強調した。しかも、これらの龐大な経費が、今や株主となった一般民衆の負担とならざるを得ない点に、財閥代表は注意を促した。かれらは、すでにマッカーサー宛に提出していた「損害」の試算を引用し、6社で約115億円を越えることを指摘した。<sup>45</sup> 要するに、これらの経費は、何ら建設的な目的に資することなく、日本経済の復興と貿易の振興のために一円でも多く必要なときに、全くの浪費であると主張したのである。

43. 「財閥商号及び標章等の使用禁止に対する陳情書添付詳細理由書」、『懇談会記録』、95-105ページ。  
44. 『懇談会記録』、26ページ。  
45. 「陳情書」、『懇談会記録』、100-101ページ。

これに対して、吉田首相は、このような重大な結果をもたらすことを知らずに承認してしまったことを率直に告白した。しかし、政令が出てしまった以上、直ちにこれを廃止するわけにもいかないので、とりあえず政令の施行を1年延期してもらうようマッカーサーに依頼することを吉田は約束した。<sup>46</sup> そして、講和条約が締結されれば、この政令も占領終了にともなう様々な処置とともに、しかるべき処理されるようになるであろう、というのである。<sup>47</sup>

吉田首相の「快諾」によって、3財閥の代表は「大船に乗った気」でいた。<sup>48</sup> しかし、一向に事態は進捗しないため、彼らは高柳賢三に頼んで吉田首相の説得に当たらせた。高柳は、ESS局長マーカット以下の下僚等と話しても埒があかないでの、首相自身が直接マッカーサー元帥に会って、商標等の使用禁止問題の重大さを強調して延期措置をとってもらうように、吉田に懇請した。<sup>49</sup>

この高柳の説得が効を奏したのか、吉田首相は1950年5月のマッカーサーとの会談で「武徳会」問題の処理と引き換えに、マッカーサーから政令の1年延期の約束を引き出すことに成功した。<sup>50</sup>

一方、持株会社整理委員会も実際の延期交渉に関与していたが、<sup>51</sup> 5月18日、同委員会は政令を3財閥以外に適用しないことを決定した。したがって、安田、中島、大倉、古河、浅野、野村、鮎川（日産）の7財閥には、商号・商標の使用禁止を適用しないことになったのである。<sup>52</sup>

ところで、吉田・マッカーサー会談の結果、マッカーサーからの口頭命令によって、<sup>53</sup> 2政

46. 『懇談会記録』、27ページ。

47. 同上、28ページ。

48. 同上。

49. 同上、29ページ。

50. 吉田茂『回想十年』第1巻（新潮社、1957）、99ページ（以下『回想十年』）；Shigeru Yoshida, *The Yoshida Memoirs* (Cambridge, Mass.: The Riverside Press, 1962), p. 52.

51. 『懇談会記録』、29ページ。

52. 『日本財閥』第1巻、465ページ。

53. ESS/FTP, "Statement of Chronology," SCAP Documents.

令は1950年5月29日、その施行を1年延期することになった（政令第168、169号）。これによって商標等は、少なくとも1年間変更しなくてもよくなったわけであるから、3財閥の努力が一応報われたといつてもよいであろう。こうして、ウェルシュ等の強硬派に拒否され続けてきた3財閥は、吉田首相を通じてマッカーサーを動かし、政令の施行延期という当面の目的を達成したのである。

あくまでも政令施行を求めていたウェルシュには、それだけに忿懣やる方なかったのも当然といえよう。<sup>54</sup> たとえば、ウェルシュは4月末にも、持株会社整理委員会に対して「財閥商標・商号政策の実施を速やかに完了する」よう指令していた。<sup>55</sup> また、彼は6月10日に持株会社整理委員会の臨時総会を開かせ、7大財閥をも含めた10大財閥の商標・商号使用の禁止を要求していたのである。<sup>56</sup> 持株会社整理委員会委員長の野田岩次郎は、7大財閥もすでに事実上解体されており、商号等の使用禁止・変更が傘下企業に不必要的経費を強いることになる、と強調した。野田はウェルシュの説得に努める一方、「上層部」に直訴して、臨時総会開催予定日の前日（6月9日）、総会取り止めの了承をとりつけたのである。<sup>57</sup>

こうして、ウェルシュの最後の攻勢も空しく、財閥商号・商標の使用禁止は10大財閥どころか、政令に明記された3財閥に対してさえ適用されずに実施を延期されてしまったのである。ウェ

54. 延期決定の直後、花崎がある会合で偶然ウェルシュに会ったので、皮肉の意味をこめて「商号、商標の問題を延期して貰ってありがとう」といったところ、ウェルシュはすこぶる不機嫌な表情で「今に見ていろ、必ず叩きつぶしてやるから……」と、さもいまいましげな態度で、ふいと花崎の前から去って行ったという。花崎利義、前掲回想文、『懇談会記録』、138ページ。

55. Memorandum, Welsh to Marquat, "Information Concerning HCLC Action re Zaibatsu Trade-Marks and Trade Names," April 28, 1950, SCAP Documents.

56. 野田岩次郎「財閥解体の問題とその経過」、『戦後財政史口述資料』第4分冊、大蔵省資料。

57. 同上。

ルシュは失意のうちに帰国を余儀なくされたが、彼の帰国は財閥解体政策の終焉を象徴するかのようであった。

これとは対照的に、3財閥首脳は政令実施の1年延期をかちとり、ひとまず安堵した。最も強硬な財閥解体推進者のウェルシュの帰国は、たしかに財閥にとって好ましいことではあった。しかし、SCAPIN-1923 が有効である限り、1年後には再び同じように不愉快な過程を経なければならず、今回は最後の土壇場で、吉田首相を通じてマッカーサー元帥の介入により、辛うじて成功したもの、1年後にも同様に成功するかどうかは疑問であった。折から国際情勢は急速な変化を遂げ、政令実施1年延期の決定（1950年5月29日）後1ヵ月もしないうちに、朝鮮動乱が勃発した。朝鮮半島における戦火は、日本経済の復興と講和条約締結の推進に決定的な影響を与えることになる。

### III ハッチンソンとGHQ

#### 占領政策の転換

すでに1947年夏頃から、アメリカの対日占領政策の変化の兆候が顕著になっていったが、1950年6月25日に勃発した朝鮮動乱は、GHQの初期の占領政策を大きく転換させる分水嶺となった。はやくも1950年7月8日に、マッカーサーは7万5千人の国家警察予備隊の創設を吉田首相に要求した。朝鮮戦争のためのアメリカ軍（名目的には国際連合軍）による軍事物資の調達は、日本経済に「特需」という強力な刺激剤を与え、それにともない、これまで義務付けられていた様々な経済的制約の多くが取り除かれていった。そして、日本ではやがて「全面講和」か「単独講和」かの選択をめぐって、激しい講和論争が展開されるのである。このように、政治的に国を二分するような講和論争は、商号・商標の使用禁止に関する政令施行の1年延期をようやくかちとり、講和条約の早期締結によって当該政令の無効化を狙う財閥にとって、決して望ましい情況とはいえないかった。

## ウォルター・R・ハッチンソン

ハッチンソン (Walter R. Hutchinson) は合衆国司法省の特別補佐官やオハイオ州北部検事局補佐官などを務めた人物で、集中排除審査委員会の反トラスト委員に任命されたのは、クラーク (Tom Clark) 司法長官の推薦によるところが大きかった。そして、1948年5月に五人委員会の1人として来日したあと、過度経済集中排除法の施行過程で、過度の集中として指定されていた325社のうち、まだ指定に残っていた100社<sup>58</sup> を最終的に18社まで指定解除する基礎となった集中排除実施上の「4原則」<sup>59</sup> は、ハッチンソン自身が起草したものであった。<sup>60</sup> また彼は、五人委員会の本来の任務を逸脱すると思われるような独占禁止法の改正にまで手をのぼし、委員会の活動報告を兼ねて、ドレーパー (William Draper) 陸軍次官を含むアメリカ政府高官にも会いに帰国している。<sup>61</sup> このようなハッチンソンのやり方は、集排法の完全実施を望んでいたウェルシュと真向から対立したのは当然で、以来2人は犬猿の仲であった。

たしかにハッチンソンにはとかくの風評があったが、アメリカ本国に「2回も行って集排〔集中排除〕の線を緩くした」のは五人委員会の中でも彼一人であり、その意味で「やり手」であったといえる。<sup>62</sup> また、松下正寿（元立教大学総長）の回想によれば、ハッチンソンは「機略縦横、秀吉とナポレオンをいっしょにしたような才物」<sup>63</sup> であったという。とにかく、ハッチンソンがきわめて個性が強く相当に強引な人物であったことは想像にかたくない。

58. 『日本財閥』第1巻、315ページ。

59. 「4原則」については、同上、318ページ参照。

60. Letter, Hutchinson to Marquat, March 28, 1951, SCAP Documents.

61. 独占禁止法改正（1949年）におけるハッチンソンの役割および経過については、三和良一「1949年の独占禁止法改正」、中村隆英編『占領期日本の経済と政治』（東京大学出版会、1979）、223-266ページ参照。

62. 『懇談会記録』、23ページ。

63. 『私の履歴書』第16集 松下正寿他（日本経済新聞社、1962）、336ページ。

ハッチンソンは五人委員会の任務が終ったあと、今度は弁護士として来日できるよう GHQ に申請して許可されたが、その後タイドウォーター・アソシエーテッド石油会社 (Tidewater Associated Oil Company) の委託を受け、また三井、三菱、住友の3財閥の依頼を受けて、財閥商号・商標の使用禁止の政令および GHQ 指令を撤廃するため、ロビー活動を展開していくことになる。

ところで、1950年1月にタイドウォーター・アソシエーテッド石油会社の委託を受けたハッチンソンは、1950年2月半ば、同石油会社とその系列会社の三菱石油を代表して、商号・商標政策に関する極東委員会、陸軍省および GHQ の様々な指令の写しを提供するよう、マーカット ESS 局長に要請した。<sup>64</sup> マーカット局長にかわって返事を書いたウェルシュは、財閥商号・商標政策の実施について持株会社整理委員会が指示を出す前に慎重な審議がなされたこと、しかもハッチンソン自身、集中排除審査委員会の一委員として、そのことを知っていたはずであると指摘した。<sup>65</sup> また、彼はハッチンソンが委託を受けているタイドウォーター・アソシエーテッド石油の系列会社、三菱石油が、すでに4ヵ月前の1949年10月中旬、持株会社整理委員会の商号等使用禁止の指示（1949年9月21日）<sup>66</sup> に対して抗議を申し込んだことを明らかにした。その際三菱石油は、総司令部の指令 (SCAPIN-1923) が日本政府に出され、この指令の実施は持株会社整理委員会の管轄下におかれていることをはっきりと伝達された旨述べたのである。<sup>67</sup> つまり、ウェルシュは、ハッチ

64. Letter, Hutchinson to Marquat, February 14, 1950, SCAP Documents. ハッチンソンがタイドウォーター・アソシエーテッド石油会社の委託を受けたのは1950年1月9日のようにある。 Letter, Hutchinson to MacArthur, April 7, 1951, SCAP Documents.

65. Letter, Welsh to Hutchinson, February 20, 1950, SCAP Documents.

66. 『日本財閥』第1巻、467ページ。三井・三菱・住友三財閥に同様の指示がなされた。

67. Letter, Welsh to Hutchinson, February 20, 1950, SCAP Documents.

ソンが「本司令部の最高レベルですでに検討済み」の問題を再び蒸し返そうとしているにすぎないと断定したのである。ウェルシュからみれば、ハッチンソンが指摘しようとしている、アメリカ政府と GHQ との食い違いの指摘はありえず、商号等の使用禁止は「ワシントンの陸軍次官によっても是認」<sup>68</sup> されており、ハッチンソンの努力は全く徒労に帰さざるを得ない、というわけである。

### タイドウォーターの申立

ハッチンソンが必要な資料を GHQ から提供されたかどうかは不明であるが、何らかの方法で入手したことは確かである。そして1950年4月7日、ハッチンソンは2つの石油会社の代理人として、GHQ に申立書（petition）を提出し、その2日後には陸軍長官にも同じ申立書を送付した。<sup>69</sup> そもそもタイドウォーター・アソーシエーテッド石油会社は、1926年デラウェア州で設立された会社で、1931年設立の三菱石油の株を1941年まで50%保有していたが、申立書は GHQ の商標政策が「国際法およびアメリカ合衆国憲法の精神と意図において認められている原則や、一般に認められている法的、民主的原則」に違反していると主張した。<sup>70</sup> しかもその政策は「アメリカ合衆国および連合国の原則あるいは政策のいずれによっても認められておらず、また命令されてもいない」というのである。

ハッチンソンは、三菱石油の商号および商標は貴重な財産上の権利であり、同社にとって重要な資産であり、しかもタイドウォーター・アソーシエーテッド石油はその株主として当然の権利を有していると主張した。ハッチンソンはさらに、日本の「大コンビネーション」は、(1)

持株会社整理委員会令（1946年勅令第233号）、(2)独占禁止法（1947年法律第54号）、(3)過度経済力集中排除法（1947年法律第204号）、(4)財閥家族支配力排除法（1948年法律第2号）、によってすでに除去されたと強調した。ハッチンソンによればポツダム宣言もアメリカ政府の指令も、商号や商標の抹消を明確に規定しているわけではなく、GHQ の商号対策は1949年4月9日付でアメリカ政府の指令した原則<sup>71</sup>を無視しているという。たとえば、GHQ はワシントンからの指令にあるような補償措置を一切設けていないし、また、GHQ の下した判断に不服の場合の再審制度も設置していないこと、三菱石油は今や独立した企業であり、すでに解体された三菱の諸企業とは、何の法的つながりもないのであるから、SCAPIN-1923 に規定してあるような、三菱財閥と「同一資本関係にある」ということはできない、というのである。最後に、ハッチンソンは、三菱の商号商標変更のために要する莫大な経費、それに伴う混乱と市場の喪失を強調した。そして、結論として、ハッチンソンは、SCAPIN-1923、政令第7、8号の実施延期と商標政策の根本的な再検討を要請したのである。

### GHQの対応

ハッチンソンの「申立書」提出の10日後、ウェルシュは、ハッチンソンが集中排除審査委員会の一員として、財閥商号・商標問題に関する同委員会の資料を全面的に利用することができる立場にあったこと、また、ハッチンソン自身、この問題に関する様々な資料を受け取っていることを指摘した。<sup>72</sup> つまりウェルシュは、ハッチンソンが公務遂行中に利用し、知り得た機密書類の内容（財閥商号問題を含む）を基にして日本で商業上の業務に携わるのは、彼の入国許

68. *Ibid.*

69. Letter, Hutchinson to Marquat, April 7, 1950; Letter, Hutchinson to Secretary of the Army, April 9, 1950, SCAP Documents.

70. Memorandum for File, Lester N. Salwin, "Abstract of Tidewater Petition and Supplementary Brief," January 26, 1951, SCAP Documents. (以下 Tidewater Petition と略称)

71. この指令とは Radio, W 82923, Department of the Army (DA) to SCAP, April 9, 1949, SCAP Documents を指している。

72. Tidewater Petition, SCAP Documents.

73. Memorandum for Record, Welsh, "Mr. Walter R. Hutchinson re Trade-Mark and Trade Name Issue," April 17, 1950, SCAP Documents.

可規定違反であると考えたのである。<sup>74</sup>

さらに1週間後の4月24日、GHQではより本格的に、ハッチンソンの「申立」について検討を加えた。経済科学局からは科学技術課(ST)と公正取引慣行課(FTP)、それに法務局(LS)が加わって対応策を検討した。その結果、(1)ハッチンソンが聴聞会を要求するまで公式の行動は起きないこと、(2)聴聞会の要求があった場合、GHQの4人で構成する委員会を設け、ハッチンソンが陳述を行うための準備をすること、を決めた。<sup>75</sup>

GHQはこのような対応策を考えていたが、5月17日、不思議なことに、ハッチンソンはマッカーサーに、「〔総司令部の〕商号・商標政策に対する反対」を撤回すると連絡してきた。<sup>76</sup>おそらくハッチンソンは、吉田首相への直訴が効を奏して政令の施行実施が1年間延期になるという内部情報を得たため、この行動に出たと思われる。しかしながらGHQとしては、国務・陸軍両省がこれまでの商標政策を破棄する意図であるという、ハッチンソンの主張を無視するわけにいかず、7月末、陸軍省に財閥商号問題に対するアメリカ政府のとるべき態度を明らかにするよう求めたが、<sup>77</sup>当該政策は検討中であるという返事が届いたのみであった。<sup>78</sup>

#### 補足申立書

ところが、10月11日、ハッチンソンは国務省に補足申立書(supplementary brief)を提出、

---

74. *Ibid.*

75. Memorandum, Welsh and Allan to Marquat, "Tidewater Petition re Trade Names and Trade-Marks," April 24, 1950; Memorandum, Allan to Marquat, "Tidewater Associated Oil Company Petition re Zaibatsu Trade Marks," April 24, 1950; Memorandum, Welsh (Joseph Rand) to Marquat, "Tidewater Trade Mark Petition," April 24, 1950, SCAP Documents.

76. Letter, Hutchinson to MacArthur, May 17, 1950, SCAP Documents.

77. Radio, C 58966, Sherwood Fine to Department of the Army, July 29, 1950, SCAP Documents.

78. Radio, W 88865, DA to SCAP, August 17, 1950, SCAP Documents.

12月末には、GHQにも同じ文書を送付した。<sup>79</sup>これは8ヵ月前に提出した申立書とほぼ同じ内容のものである。ハッチンソンはマッカーサー宛てた手紙の中で、GHQはアメリカ政府が許容した権限を超えて商標政策を実施しようとしており、この態度は今や懲罰的な措置を取り止め「日本の再起と復興を推進するという政策と真向から対立」していると述べた。<sup>80</sup>ハッチンソンは、SCAPIN-1923に見られるGHQの商標政策が、1949年4月29日付のアメリカ政府の指令に基づいているとは言えないことを再び指摘したあと、ワシントンからの指令そのものの妥当性を問題にした。つまり、1949年4月のアメリカ政府の指令がGHQの商標政策を承認しているとしても、指令そのものが「現状に鑑みて変更されるべきである」と主張したのである。ともかく、ハッチンソンは、GHQの商標政策が日本の産業復興を著しく阻害するという理由から「経済的にも政治的にも妥当性を欠いた」ものであり、民主的原則に反する政治的前例を残すという意味でも妥当でないとして、SCAPIN-1923そのものを廃止すべきであると結論している。<sup>81</sup>

ESS次長ライダー(William T. Ryder)の1951年1月下旬の観測によれば、ハッチンソンが政令第7, 8号の施行延期の成功は自分の功績であると主張したいことを見透していた。<sup>82</sup>それを別にしても、ハッチンソンが五人委員会の委員として得た情報に基づいて一連の行動を起していることは明らかであるので、タイドウォーター・アソーシエーテッド石油申立の件は「早急に上層部」で検討されるべきである、とライダーは述べている。<sup>83</sup>

---

79. Tidewater Petition, SCAP Documents; Letter, Hutchinson to MacArthur, December 30, 1950, SCAP Documents.

80. Letter, Hutchinson to MacArthur, December 30, 1950, SCAP Documents.

81. Tidewater Petition, SCAP Documents.

82. Memorandum for Record, William T. Ryder, January 26, 1951, SCAP Documents.

83. *Ibid.*

### 占領体制の漸次解消

ところで、この時期はアメリカ大統領特使のダレス（John Foster Dulles）がすでに占領終了後の日米協力関係に向けて準備を整え、対日講和条約が急速に具体化していったときである。この動きに呼応して、ESS 局長マーカットは1951年2月中旬、占領体制の漸次解消にともなう諸問題の検討を始めるよう ESS 内の各部署に指示していた。<sup>84</sup> マーカットに対する報告の中で、公正取引慣行課長ギリーズ（Roderick M. Gillies）は、財閥商号問題についても意見を述べているが、その中でギリーズは、1948年7月末に GHQ が発令した SCAPIN-1923 の「本質的な正当性と完全な論理性」を認めたものの、この GHQ の指令が遅きに失したと述べている。<sup>85</sup> ギリーズによれば、財閥解体に関する様々な措置は、おそらくとも1947年末までに始められており、その時期であれば、財閥商号・商標の使用禁止も「論理的かつ自然な補助的措置」であったろうが、1949—50年の時点で、たとえば「三菱」の商号と商標を継続して使用したとしても、三菱鉱業と三菱電機との間に、通常の商業取引以上の関係が生じたという確実な証拠は存在しない、という。<sup>86</sup> 三菱の商号・商標の使用を禁止したとしても、電器産業や鉱業の分野で事業を新設しようとする人々がとくに有利になるわけでもなく、またその分野における小企業の競争力を著しく高めるものでもない。むしろ逆に、財閥商号等に関する政令を施行することは、三菱電機や三菱鉱業の最大の競争相手である東京芝浦電気（東芝）、古河電工、北海道炭礦汽船、宇部興産などに有利に働く結果にさえなるであろう。それに、商号・商標の変更には莫大な費用を要するという難点もある。さらに、講和条約の締結に向けて事態が急速に進展していることを考えるならば、SCAPIN-

1923 は講和条約の発効前の限られた期間内に完全実施することは不可能であろうし、「日本政府も財界も実施に強く反対している」ことは明白である——とギリーズは述べている。<sup>87</sup> この問題をめぐって GHQ がジレンマに悩んでいることが如実に示されている。

このように、GHQ 内で検討が重ねられているとき、2月末、ワシントンから指令が届いたが、この指令は1949年4月9日付の指令を再確認したものにすぎなかった。<sup>88</sup> しかしながら、新しい指令は「日本政府が SCAPIN-1923 の施行に強く反発するようであれば、その実施を強要することは望ましくない」と述べていた。<sup>89</sup> アメリカ政府としては、GHQ が商標問題を「単独に取り上げるのではなく、他の〔総司令部の〕指令と一緒に」処理するよう指示し、「最終的な決定は日本側に任せること」意図であったのである。<sup>90</sup>

### 3 財閥の動き

3 財閥は、政令の基礎となっている SCAPIN-1923 を廃棄するため努力を重ねていたが、せっかく1年延期した政令の施行時期も、講和条約の締結交渉が予定より遅れたため、再び実施の時期が迫っていた。そこで、高柳賢三は1951年3月初旬、吉田茂首相に書簡を送った。<sup>91</sup> その中で高柳は、アメリカ政府は情勢の変化にともなって財閥の商号・商標の使用禁止を強行する意思はもはやなく、日本政府の希望通りに処理したい考えになってきていることは明らかであり、ただ問題は施行延期になっている政令を

87. Memorandum, Gillies (Salwin) to Marquat, "Disposition of SCAPIN 1923—Combine Trade Marks and Trade Names," March 1 1951, SCAP Documents. 以下 Memorandum, "Disposition of SCAPIN-1923" と略す。

88. Radio, DA 84338, DA to SCAP, February 27, 1951, SCAP Documents. 1949年4月9日付の指令とは Radio, W 86923, DA to SCAP, April 9, 1949 のことである。

89. Radio, DA 84338, DA to SCAP, February 27, 1951, SCAP Documents.

90. *Ibid.*

91. 『懇談会記録』, 38ページ。

84. Memorandum, Marquat to Directors and Division Chiefs, February 12, 1951, SCAP Documents.

85. Memorandum, Gillies to Marquat, February 23, 1951, SCAP Documents.

86. *Ibid.*

どう処理するかである、と指摘した。そして解決の方法として、(1)平和条約発効前に日本政府から要望を出して SCAPIN-1923を取り消せる案、(2)政令をさらに1年延期して講和条約発効後に日本政府の手で処理する案、の2つが考えられるが、日本の企業側としては第1案を希望し、それによって一挙に解決したい旨、高柳書簡は述べていた。<sup>92</sup> 一方、GHQ にとっては、占領終了間際に、財閥解体政策の最後の仕上げの象徴ともいるべき SCAPIN-1923 を撤回することは面子にかかわることでもあったので、第2の解決方法を採用したいのは当然であったろう。しかし、高柳によれば、現状から判断して2つの政令が7月1日以降に強行される可能性はなく、マーカットの意向は「ワシントンの意向と違う」と見たので、彼は吉田首相に日本の企業側の希望通りに取り計らってくれるよう要請したのである。<sup>93</sup>

三菱電機社長の高杉晋一も第1案を希望していたが、その理由は、講和条約の発効後、独立国家となった日本の政府が占領中の政令を取り消すとなると、国会で野党が反対し、同調する者も出てきて事態が困難になるだろうから、GHQ がまだ威光を残しているうちに政令を取り消すべきだ、と考えていたからである。<sup>94</sup>

高柳がこの書簡を吉田首相に送った6日後の3月8日、三菱石油の社員がたまたま公正取引慣行課にいるとき、ワシントンから届いたばかりのアメリカ政府の指令を入手した。この指令は、米陸軍省から GHQ に出された2月27日付の指令であるが、その内容はすでに見たように、「日本政府が希望すれば、平和条約発効前に SCAPIN-1923を取り消してもよい。ただしこれだけを単独に取り消す形にしないで、他の指令の中で取り消してよいものと一緒にして取り消すように」というものであった。<sup>95</sup> そ

92. 同上, 37—38ページ。

93. 同上, 38ページ。

94. 同上, 40ページ。

95. Radio, DA 84338, DEPTAR to SCAP, February 27, 1951, SCAP Documents.

こで高柳は、日本側が「強く押せば向うは折れる」と判断し、それを吉田首相に伝えた。<sup>96</sup> 一方、江戸英雄は官房長官の岡崎勝男にこの件について日本政府の協力を要請したが、岡崎は敗戦国の日本にそんな希望は出せないといって、協力を拒否したのである。<sup>97</sup>

### GHQのジレンマ

GHQ では、日本政府が問題の政令を講和条約の発効後直ちに廃止するであろうと観測していたが、その場合 GHQ が商号の使用禁止を強行し、しかも占領終了までにその完全実施に至らないときは、GHQ が「無意味な経費」をもたらした張本人として、日本国民の恰好の非難の的になるであろうと恐れた。<sup>98</sup> それと同時に、政令が施行されるという了解の下に、すでに自発的に新しい商号・商標を採用した会社があるにもかかわらず、この期におよんで政令を完全に実施しない場合には、最後まで実施を延期してきた企業だけが結局得をするという、不公平な事態を招くことになるので、GHQ は、こうした成り行きを避けたいと望んでいた。<sup>99</sup>

このような日本国内の占領業務遂行上の諸問題とともに、GHQ は対外的な問題も考慮に入れる必要があった。すなわち、GHQ は財閥商号の継続使用は、日本における財閥解体政策が中途半端に終わったかのような印象を与えるので、極力それを避けたかったのである。アメリカ自身、日本の戦前の経済侵略の象徴ともいべき主要な商標を除去すべきだと考えていたし、とくにイギリスは、戦前の日本の商標を世界市場から抹殺するよう強く要望していた。<sup>100</sup> しかしながら、GHQ は総合的結論として、日本および世界における「情況の変化」に鑑みて、日本の経済復興を阻害するようなことはすべきでない、と判断したのである。<sup>101</sup> つまり、GHQ

96. 『懇談会記録』, 38—39ページ。

97. 『懇談会記録』, 40ページ。

98. Memorandum, "Disposition of SCAPIN 1923," SCAP Documents.

99. *Ibid.*

100. *Ibid.*

101. *Ibid.*

としては、対外的に、財閥解体政策の徹底的な遂行の象徴として、またその実施を迫る外圧を挺子に、財閥商号・商標の使用禁止を引き続き日本政府に求める一方、アメリカ政府からの指令との「矛盾」についてはできるだけ曖昧にしたまま、SCAPIN-1923 が講和条約の発効まで効力を保ち、その後日本政府の責任で廃止の方針にもっていくのであれば、少なくとも GHQ の面子は保たれることになる。その意味で、マーカットが SCAPIN-1923 の公式な撤回に反対したのは当然であった。<sup>102</sup>

3月9日、公正取引慣行課のギリーズとソルウィン (Lester N. Salwin) は、日本政府の代表——岡崎勝男・内閣官房長官、市川通之・持株会社整理委員会常務委員、前原勇・同委員会企業課長——と会い、SCAPIN-1923 の廃棄はありえないことを明らかにしたあと、財閥商号・商標に関する政令についての日本政府の統一見解を求めた。<sup>103</sup> その際ギリーズは、これらの2つの政令の即時撤廃は、SCAPIN そのものが廃棄されたような印象を与える、また実態とは全く違うにもかかわらず、あたかも事実であるかのような誤った印象を与える、GHQ のみならず日本政府にとっても「面白い」事態を招来するので、それを避けるよう警告した。<sup>104</sup> そして8日後の3月17日、日本政府はギリーズのこの「示唆」に沿った形で、問題の2政令の実施をさらに1年延期するよう GHQ の許可を求め、3月23日その要求は認められた。<sup>105</sup>

### 政令の施行延期

3月24日、マーカットはハッチンソンに対し、SCAPIN-1923は廃棄されないこと、そして翌日には、問題の2政令の施行・延期・修正の決定は日本政府の問題であること、を確認した。<sup>106</sup> しかしハッチンソンは、アメリカ政府が

もはや商標等の使用禁止の実施を求めていないというマーカットの主張は間違っていると指摘した。<sup>107</sup>

1951年3月27日、日本政府は正式に2政令の施行をさらに1年延期した（政令第56、57号）。今回の延期は前回に比べ、講和条約締結の実現がより具体化していたので、2政令の事実上の廃棄といつてもよからう。

しかし、3財閥にとって、前回と同様に今回もまた政令の「施行延期」は満足すべきものではなかった。SCAPIN-1923 そのものを廃棄させることはできないまでも、せめて2政令の撤廃を占領終了以前に実現しておきたかったのである。そのため、3財閥はハッチンソンに一層の努力を期待すると同時に、日本国内の経済団体、総司令部、日本政府および政令諮問委員会等に積極的に働きかけていくことになる。

### ハッチンソンのロビー活動

ハッチンソンと3財閥との「契約」内容が具体的にどういうものであったかは分らないが、最終的には SCAPIN-1923 の廃棄、それが可能でないとしても、2つの政令の撤廃を含んでいたであろうことは当然想像される。3財閥の立場からすれば、ハッチンソンに全面的に依存したわけではなく、前述のように、ハッチンソンのロビー活動とは別に財閥独自の活動によって2回にわたる政令の施行延期に成功していた。したがって、ハッチンソンの尽力に報酬を支払う必要がないと財閥が考えたのも自然であったろう。それゆえにハッチンソンは、SCAPIN-1923 の廃棄を目指して一層のロビー活動を続け、それが不可能であることを察知したあとも、政令の施行延期が講和条約発効後まで有効であるから、それは事実上の政令廃止であると主張し、それに対する自分の功績を証拠立てる努力をして、報酬の支払いを催促することとなる。

1951年3月末、ハッチンソンはマーカットに書簡を送り、ラスク (Dean Rusk) 国務次官補とアリソン (John M. Allison) が SCAPIN-

102. Radio, C 57132, SCAP to DA, March 7, 1951, SCAP Documents.

103. ESS/FTP, "Conference Report," March 9, 1951, SCAP Documents.

104. *Ibid.*

105. 『朝日新聞』, 1951年3月24日付。

106. Letter, Hutchinson to Marquat, March 25,

1951, SCAP Documents.

107. *Ibid.*

1923 は GHQ によって廃止することができる」とハッチンソンに述べたと主張した。<sup>108</sup> さらにアメリカ連邦議会の上院外交委員会が商標問題に関心を示しており、同委員会の民主党上院議員ジレット (Guy M. Gillette, アイオワ州選出) および共和党上院議員のワイリー (Alexander Wiley, ウィスコンシン州選出) がともにハッチンソンの「年来の友人」で、とくにジレット議員は国務省に「〔商標〕問題の解決」を促した、とハッチンソンはマーカットに伝えたのである。<sup>109</sup> このように、ハッチンソンはアメリカ国内の政治家にも働きかけ、それによって GHQ に対する圧力をより一層強力にし、SCAPIN-1923 の撤廃を図ったのである。

しかし、GHQ は 3 月 30 日、SCAPIN-1923 の撤廃も政令の廃止とともに認めず、政令の 1 年施行延期のみ日本政府に許可した旨、陸軍省に打電した。<sup>110</sup> 国務省からの連絡でも、国務省が政令の 1 年延期には反対で、SCAPIN-1923 の撤廃を望んでいるという、ハッチンソンの主張を否定した。<sup>111</sup> そこで、4 月には GHQ 外交局 (DS) 局長のシーボルド (William Sebald) を通じて、GHQ には SCAPIN-1923 を撤廃する意図はなく、同指令の撤廃を望んだり、政令の施行 1 年延期に反対したこともない、とハッチンソンに伝達した。<sup>112</sup> このようにハッチンソンとしては、八方塞がりの状態に陥ってしまったのである。

### 経済界および政令諮詢委員会

この間、1950 年 6 月に勃発した朝鮮戦争の戦況は一進一退を続けていた。しかし、この戦争を「限定戦争」のレベルにとどめようとしてい

108. Letter, Hutchinson to Marquat, March 28, 1951, SCAP Documents.

109. *Ibid.*

110. Radio, C 58945, SCAP to DA, March 30, 1951, SCAP Documents.

111. Radio, DA 88105, DA to SCAP (POLAD; Political Advisor to SCAP), April 11, 1951, SCAP Documents.

112. Radio, C 60693, USPOLAD to DA (State Department), April 21, 1951, SCAP Documents.

たトルーマン (Harry S. Truman) 米大統領は、中華人民共和国との直接的軍事対決をも辞さずむしろ戦争拡大の方向を強めていたマッカーサーの処遇に悩んでいたが、1951 年 4 月 11 日、トルーマン大統領はこの「碧い目の大君」を罷免した。<sup>113</sup> 後任のリッジウェー (Matthew B. Ridgway) は着任まもない 5 月 1 日、占領下諸法令の再検討を許可したが、これは占領の終了に向けて日本政府への権限委譲を示すものであった。これに呼応するかのように経済同友会は経済改革の早期再検討を呼びかけ、経済団体連合会（経団連）も 4 月中旬にすでに「終戦後の法規制度等改廃に関する要望調査」をまとめて発表していた。<sup>114</sup>

また吉田茂首相は、首相の私的諮問機関として、占領下諸法令の再検討のための「政令諮詢委員会」を設置した。<sup>115</sup> 同委員会は総理大臣の私的機関にすぎなかつたが、前司法相木村篤太郎、一橋大学長中山伊知郎、前文相前田多門（後任は東京大学教授田中二郎）、日本経済新聞社顧問小汀利得、東芝電機社長石坂泰三、日本化薬社長原安三郎、時事新報社長板倉卓造、元蔵相石橋堪山（ページ解除後）<sup>116</sup> の大物を揃え、占領下諸法令の大幅な改廃に大きな影響を与えていった。この委員会の一員、板倉卓造は商号・商標に対する 3 財閥の立場に同情的で「声援を送って」いた。<sup>117</sup>

5 月 3 日、経済同友会事務局長の藤山愛一郎は新聞紙上で「独占禁止法」の廃止を公に要求した。<sup>118</sup> 藤山によれば、占領終了後の日本の生

113. アメリカ政府内部の意見およびマッカーサーの罷免に至るまでの経過については、アメリカ学会訳編『原典 アメリカ史』第 6 卷（岩波書店、1981），275—289 ページの「朝鮮戦争」の解説（麻田貞雄）と邦訳資料を参照。

114. 「終戦後の法規制度等改廃に関する要望調査」1951 年 4 月 15 日、『経団連十年史』第 1 卷、232 ページ。

115. 『朝日新聞』1951 年 5 月 2 日付；*Nippon Times*, May 2, 1951.

116. 『朝日年鑑 1952』、142 ページ。

117. 『懇談会記録』、31 および 126 ページ。

118. 藤山愛一郎「独禁法等の改正望む一リ 最高司令官声明に答えて」、『朝日新聞』、1951 年 5 月 3 日付。

存にとって不可欠なのは産業合理化であり、合理化は経済力の集中を必要とするものであって、産業の分割ではないという。多数の零細企業が競争したところで技術革新は到底望むべくもなく、企業活動の能率向上と高賃金を確保するためにはどうしても経済力の集中が必要である、と藤山は主張した。さらに彼は、財閥がすでに解体された以上、これから企業の集中といつても、それは民主主義の原則と何ら矛盾するものではないと強調した。また独占禁止法のみならず、事業者団体法なども日本の実情に合わないので廃止されるべきであるとし、占領下諸法令、とくに経済関係の諸改革を速やかに再検討し是正するよう日本政府に要請したのである。<sup>119</sup> まさに5月1日のリッジウェー声明後の日本は、経済同友会、経団連、政令諮問委員会と一緒に「民主改革」の大幅な改廃に向った感があったのである。

藤山のこの要請に応えるかのように、まず大蔵省は5月末、政令第7、8号の施行を3財閥の商号・商標のみに適用するようGHQに許可を求めた。<sup>120</sup> 大蔵省の申し出の内容は、持株会社整理委員会がすでに1年前に決定していたことであったが、<sup>121</sup> それを具体化しようというものである。しかしGHQは、この大蔵省の要請がSCAPIN-1923の求めている基本的法律を「きわめて狭く限定して適用」することになるので適当でないと考えた。<sup>122</sup> この要求はすでに商号等を変更した会社とまだ変更していない会社との間の不公平性の問題を再び惹起する上、アメリカ政府、GHQ、日本政府間に「無駄なやりとり」を再開することになるだけであるから、GHQとしては日本側の提案は認めるべきでない結論した。<sup>123</sup>

119. 同上。

120. Memorandum, Gillies to Marquat, "Current Status of Economic Reform Legislation" May 26, 1951, SCAP Documents. 以下 "Current Status."

121. 『日本財閥』第2巻, 465ページ。

122. Memorandum, "Current Status," SCAP Documents.

123. *Ibid.*

6月21日、政令諮問委員会は「民主化政策」を大幅に緩和することを勧告した。とくに独占禁止法の緩和、さらに事業者団体法と財閥解体に関する諸法令の撤廃を勧告したのである。<sup>124</sup>

#### ハッチンソンの最後のロビー活動

このような情況の中にあって、ハッチンソン自身も最後のロビー活動を行なっていた。彼は再びアメリカに戻りラスク国務次官補と会い、アメリカが政令第7、8号の施行をもはや強要する意図はないという感触を得て、吉田首相に宛ててその旨打電した。<sup>125</sup> さらに7月6日には吉田首相に書簡を送り、約1年半にわたる活動によって、ついに「日本における商号商標に対するアメリカの立場を逆転させることに成功した」と告げたのである。<sup>126</sup> しかし、ハッチンソンのこの主張が必ずしも正しくないことはすでに見た通りである。

7月10日、日本政府の「財閥解体終了」声明とともに、持株会社整理委員会は5年にわたる活動に終止符を打ち解散したが、ハッチンソンはその後も相変わらず、SCAPIN-1923の廃棄は総司令部および日本政府の責任であるという主張を繰り返し、総司令部もまた商標問題に関する政策に変更はあり得ないと繰り返していた。<sup>127</sup> それにもかかわらず、ハッチンソンは対日講和条約締結直後の10月2日にも、同じ主張を繰り返し、GHQもまた同じように反対を表明したのである。<sup>128</sup>

講和条約締結によって勢いを得た日本政府は10月22日、財閥商号・商標に関する政令第7、

124. 『朝日新聞』, 1951年6月23日付。

125. Cable, Hutchinson to Yoshida, undated, SCAP Documents.

126. Letter, Hutchinson to Yoshida, July 6, 1951, SCAP Documents.

127. Letter, Hutchinson to Marquat, July 25, 1951; Letter, Marquat to Hutchinson, August 6, 1951, SCAP Documents.

128. Letter, Hutchinson to Marquat, October 2, 1951; Letter, Marquat to Hutchinson, October 16, 1951, SCAP Documents.

8号、解散された三井物産および三菱商事会社員の就職制限に関する政令第340号、証券保有制限令（勅令第567号）等の廃棄をGHQに求めた。そしてこの事実を知ったハッチンソンは11月3日、マーカットに電報で、日本政府が政令第7、8号の廃棄を決定したと伝え、GHQがそれに反対することはアメリカ政府の方針と矛盾するものであると主張して、GHQの反対を牽制した。<sup>129</sup> さらにハッチンソンは、マーカットに自分が訪日する11月中旬までこの件に関するGHQの決定を延期するよう要請し、まもなくワシントンから新たな「指令」があることを伝達した。

### GHQの対策

ハッチンソンのいう通り、11月8日には陸軍省からGHQに連絡が入り、国務省の見解を受け取るまで2週間、財閥商号問題に対してGHQは一切行動を起こさぬよう指令したのである。<sup>130</sup> 11月17日になって国務省見解を受け取った陸軍省はGHQに対し、もし日本政府が問題の政令の廃棄を公式に求めてきた場合、GHQはたとえそれがSCAPIN-1923の修正あるいは「撤廃」を要するとしても黙諾すべきであるが、ただしGHQの行動はハッチンソンの申し入れ（representation）によって影響を受けたり、あるいはそれによって延期されなければならないと指令した。<sup>131</sup> このように、ハッチンソンの主張の内容を認めるような指示を出す反面、ハッチンソンのロビー活動に影響されなければならないという、矛盾した指令であったが、アメリカ政府としてはGHQの判断に全面的に任せた形となった。

129. ESS, Executive Division, Memorandum for Record, written by Roderick M. Gillies, "Cabinet Request for Authority to Repeal Certain Potsdam Ordinances: with attachments regarding Cabinet Order No. 340 and Imperial Ordinance No. 567," October 30, 1951, SCAP Documents.

130. Radio, DA 86388, DA to SCAP, November 8, 1951, SCAP Documents.

131. Radio, DA 87231, DA to SCAP, November 17, 1951, SCAP Documents.

この指令を受け取ったGHQは、占領初期以来推進してきた民主改革を個別的に修正あるいは逆転させることができないことが民主改革全体の後退および否認につながることを恐れて、2つの政令の廃止という日本政府の申し出は、いわゆる「ポツダム政令」全般に対する日本側の見解を聞くまで延期すべきであると考えた。<sup>132</sup> つまり、GHQとしては、講和条約発効後日本政府が自己的政治的責任においてこの問題を処理すべきであって、2つの政令は講和条約発効後の1952年6月30日まで有効であるし、時間的余裕があり、また関係者もGHQが何ら行動を起こさなくても不利益を被ることはないとの判断した。<sup>133</sup> したがってGHQは現状維持、すなわち講和条約発効まで何の行動も起こさないことが妥当であると判断したのである。ハッチンソンはダレス、ラスク、ジョンソン（U. Alexis Johnson）等に対して執拗に働きかけたが、ワシントンにおいても東京においても、商号問題に関して何ら変更をもたらすことはできなかったのである。<sup>134</sup>

### 政令廃棄への努力

12月22日には再び高柳賢三が民政局国会課長ウィリアムズ（Justin Williams）に会って、政令第7、8号廃止法案について説得を試みた。

132. Memorandum, Gillies to Marquat, November 20, 1951, SCAP Documents.

133. *Ibid.*

134. Letter, Hutchinson to John Foster Dulles (Special Advisor on Foreign Affairs, Department of State), January 14, 1951; Conference, Hutchinson with Rusk, October 9, 1950; Letters, Hutchinson to Rusk, October 11, December 27, 1950, January 14, June 13, November 10, 1951; Letter, John M. Allison to Hutchinson, January 18, 1951; Letters, Rusk to Hutchinson, November 10, 1950, June 22, 1951; Conference, Hutchinson with Johnson and N. Hemmendinger, November 9, 1951; Letter, Johnson to Hutchinson, November 19, 1951; Letter, Gillette to Rusk, March 27, 1951; Letter, Rusk to Gillette, April 11, 1951; Letter, Gillette to Livingstone T. Merchant (Acting Assistant Secretary for Far Eastern Affairs), August 15, 1951; Letter, Merchant to Gillette, September 5, 1951, SCAP Documents.

高柳は、確かに占領期間中の政策の変更の責任を GHQ が回避したいことは理解できるが、そもそも当該政令は 2 回の延期によって施行されないまま講和条約が発効してしまうのであるから、GHQ が政策を変更したという責任を負うことにはならないこと、財閥はもはや存在せず、その復活は独占禁止法その他で阻止されること、すでに自由かつ独立した企業にとって貴重な資産である商号・商標を奪うことは公正でないこと、そして商号・商標は日本の生存に不可欠な貿易の振興にとって重要な国家的資産であること、などを強調した。<sup>135</sup> その後の詳しい経過は明らかでないが、商標に関する政令第 8 号は講和条約発効前の 1952 年 4 月 12 日の法律第 87 号により、また商号に関する政令第 7 号は講和条約発効後の 5 月 12 日の法律第 137 号により廃止され、ここに財閥商号・商標に関する政令はついに失効した。

#### IV おわりに

前述の経過を経て、ほぼ占領終了時に、3 財閥は初期の目的を達成することができたわけである。この目的達成についてハッチンソンがどの程度の役割を果したかは明らかでないが、少なくとも 3 財閥が前代未聞の“共闘”を組んで、一旦発せられた GHQ の指令、それに基づく政令の実質的無効化をかちとるきっかけを作ったという意味で、功績があったものと考えられる。もっとも、3 財閥が「かちとった」といってもその背景には、中国の「喪失」、朝鮮戦争等の急変する国際情勢に対処するため、アメリカ政府の対日占領政策が転換したことなどの影響が当然考えられる。しかし、少なくとも三井・三菱・住友の 3 財閥が、その商号・商標を守るためにアメリカ人弁護士を雇って GHQ、アメリカ政府および日本政府に働きかけ、まがりなりにも目標を達成したことは記憶されるべき

135. “Observations on the Draft Bills Concerning Repeal of Cabinet Orders Nos. 7 and 8 (Zai-batsu Trade Names and Marks),” Kenzo Takanayagi to Justin Williams, December 23, 1951, SCAP Documents, Box 2226.

であろう。

日本が独立を回復したあと、財閥商号・商標の「復活」は急速かつ顕著であった。たとえば、1952 年 5 月には東洋精機が三井精機、6 月には国民生命保険が住友生命保険、東京信託が三井信託、朝日信託が三菱信託、富士信託が住友信託、12 月には大阪銀行が住友銀行、三井鉱山から分離した神岡鉱業は三井金属工業、翌年 7 月には千代田銀行が三菱銀行、1954 年 1 月に帝国銀行が第一銀行を分離したあと三井銀行という具合である。13 年後の 1965 年 4 月現在、江戸英雄の計算によれば、3 財閥のそれぞれの商号をもった企業は三井 45 社、三菱 25 社、住友 27 社であったが、<sup>136</sup> 戦後 32 年後の 1977 年 3 月現在には、三井 89 社、三菱 180 社、住友 42 社となり、住商織維、住金化工の類を加えればその数はさらに増えることになる。<sup>137</sup> 1954 年 7 月の三菱商事の再発足、1959 年 2 月の三井物産の再スタート等とも考え合わせて、上記の商号・商標の「復活」は必ずしも戦前の財閥の復活にはつながらないが、新たな企業集団の形成・結束に果した財閥商号・商標の役割を考えるとき、3 財閥が協力して、当時「全能 (almighty)」といわれた GHQ に「抵抗」してそれを守った意義は大きい。その意味で、三井内部の批判にもかかわらず、三菱電機の工事によって取り付けられた三井信託銀行入口玄関のエレベーターが 3 大財閥の「商号・商標護持の記念塔」<sup>138</sup> であるという

136. 江戸英雄『すしやの証文』(朝日新聞社, 1966), 193 ページ。

137. 産業動向調査会編『三井グループ関係企業総覧』『三菱グループ関係企業総覧』『住友グループ関係企業総覧』(同会刊, 1977)に基づいて集計した。住友グループに、住友商事 100% 出資の住商織維、住友金属 40% 出資の住金化工などを加えると、住友全体で 140 社にのぼる。

138. 『懇談会記録』, 53 ページ。なお、松下正寿の回想によると、ハッチンソンはホテル・ティト(今のパレス・ホテル)に滞在中急死したという(『私の履歴書』第 16 集 松下正寿他, 日本経済新聞社, 1962, 337 ページ)。その当時松下は、東京裁判で東条英機の弁護人を担当後、集中排除審査委員会の法律顧問として再来日していたブルーエット(George F. Blewette)とハッチンソンの 3 人で、外資導入兼アメリカ市場開拓の事業を計画してい

江戸英雄の言葉は、はなはだ示唆に富んでいるといえよう。

---

たという（同書、336—337ページ）。

ハッチンソンの急死によって3財閥は支払をしなくて済むと思っていたところ、当時弁護士をしていた松下正寿につきそわれて、ハッチンソンの遺族が支払を請求にきたが、財閥がいくら支払ったか、その金額はさだかではない（『懇談会記録』、45—46ページ）。